

令和7年度

南 あ わ じ 市

財政援助団体等監査報告書

南あわじ市監査委員

目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	3
7	監査意見	9

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者に係る事務）

※ 本監査をより効果的に行うため、対象とした公の施設を所管する部署に係る管理事務等が適正に実施されているかを検証する監査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

3 監査の対象

(1) 公の施設

淡路人形浄瑠璃館

(2) 指定管理者

株式会社うずのくに南あわじ

(3) 所管部署

教育委員会社会教育課

(4) 監査の範囲

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者制度を活用した施設について、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）の株式会社うずのくに南あわじに行わせた当該施設の管理に係る出納その他の事務及び所管部署の指定管理に係る事務を監査の対象とした。

4 監査の着眼点

監査は、以下の項目について重点的に実施した。

(1) 所管部署関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、条例等で定める必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備及び保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の期間等

令和8年1月16日から同年3月18日まで
関係職員等の説明を聴取した日

ア 事前審査

日程：令和8年2月19日

対象：教育委員会社会教育課

イ ヒアリング及び実地調査

日程：令和8年2月27日

対象：教育委員会社会教育課及び株式会社うずのくに南あわじ

(2) 監査の方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に対象施設に係る指定管理に関する概要等資料の提出を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び指定管理者に対して聴き取り調査を実施した。また、対象施設に赴き管理状況等を確認した。

6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設指定管理者に係る出納その他の事務は、指定管理等の目的に沿って行われ、また、当該指定管理に係る市の事務についても、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(1) 施設の概要

所在地	南あわじ市福良甲 1528 番地 1 地先
設置時期	平成 24 年 7 月 7 日
施設構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積	1894.00 m ²
設置目的	淡路人形浄瑠璃の振興、普及及び伝承者の養成並びに市の観光振興に寄与するため又は津波等災害発生時の一時避難施設として活用するため設置。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・淡路人形浄瑠璃芝居に関する資料の展示及び芝居の実演・淡路人形浄瑠璃芝居の伝承者の養成・淡路人形浄瑠璃芝居の普及啓発・淡路人形浄瑠璃芝居に関する調査研究
運営形態	平成 24 年 7 月の施設設置以来指定管理者による運営を実施。

(2) 指定管理者の概要

ア 名称等

(ア) 名称：株式会社うずのくに南あわじ

(イ) 所在地：南あわじ市福良丙 947 番地 22

(ウ) 代表者：代表取締役 宮地 勇次

イ 選定方法

非公募（南あわじ市指定管理者候補者選定委員会において選定）

ウ 指定の議決

第 123 回南あわじ市議会定例会にて可決

（議案第 87 号、令和 5 年 12 月 19 日議決）

エ 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日

(3) 利用の状況

令和 5 年度から令和 7 年度までの利用実績は、次表のとおりである。

淡路人形浄瑠璃館施設利用状況

区 分		5 年度	6 年度	7 年度
利 用 者 数	大人	21,332 人	24,170 人	21,635 人
	中高生	1,169 人	943 人	632 人
	小学生	1,847 人	1,964 人	1,803 人
	幼児	411 人	596 人	930 人
	合計	24,759 人	27,673 人	25,000 人
稼働日数		279 日	269 日	194 日

※ 令和 7 年度は 11 月末時点、それ以外の年度は年度末時点。

令和 6 年度から現在の指定管理者による運営を開始した。コロナウイルス感染症蔓延時の利用者数等の減から転じて、現在は利用者数や事業収入とも増加傾向である。

その要因については、新たな客層を取り込むため、子ども向け現代語訳の演目上演や SNS による座員や人形に関する情報発信に力を入れている。また、売店の土産物の商品開発及び陳列の改善など、伝統を守りつつ、新たな挑戦や指定管理者のノウハウを活かした取組の成果によるものと考えられる。

(4) 施設運営の状況

市と指定管理者とは、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、基本協定と年度協定をそれぞれ締結している。

ア 協定の状況

基本協定書には、所管部署と指定管理者との間で指定管理施設（以下「施設」という。）の管理運營業務に関し基本的な事項を定めている。当該業務については、本協定に基づき、おおむね適正に実施しており、その主な状況については次のとおりである。

基本協定書第6条には、基本的な業務の範囲について規定されており、その内容は、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例（以下「条例」という。）第4条に規定する事業の範囲内での運営とされている。なお、第4条第3号及び第18条第1項第4号に規定のある自主事業については、指定管理者からは現在のところ実施についての申出はない。

第11条に規定する施設の改修については、規定に基づき対応している。なお、令和6年度は、客席等の空調設備等の改修を実施し、市が40,500,000円の負担金を支出している。

第18条第1項の事業報告書の作成及び提出については、提出書類を確認したところ、指定管理者より施設に関する報告書を提出している。市は所管課内での確認にとどまっており、南あわじ市教育委員会文書取扱規程（令和3年教育委員会訓令第5号。以下「規程」という。）で準拠する南あわじ市文書管理規則（令和4年南あわじ市規則第2号。以下「規則」という。）に規定する文書の取扱いは行われていない。なお、同条第3項に規定する月次報告書については、所管課内の確認に加え、市幹部出席の庁内会議において入場者数の報告を行っているが、文書の取扱いとしては、事業報告書と同様の取扱いであった。

第20条に規定する指定管理料については、当初3年間は5,000万円、4年目は4,000万円、5年目は3,000万円、6年目以降は2,000万円と年数により異なる。令和6年度分については、年度協定書に規定する5,000万円を支払っている。

第 22 条に基づき、利用料金を指定管理者の収入として取り扱い、当該利用料金の額については、第 23 条に基づき条例第 13 条に規定する利用料金の範囲内で定め、市と指定管理者間では口頭で決定等の取決めを行っていた。

なお、指定管理者における出納関係帳簿等の管理及び保存については、施設において現金管理及び出納整理帳等作成し、指定管理者本社において帳簿入力及び出納関係書類の保存等を行っている。

イ 収支の状況

令和 6 年度の施設に関する指定管理者の収支状況は次のとおりである。

売上総利益は 65,335,692 円、営業外収益は 53,624,825 円に対して、販売管理費合計は 137,230,646 円、営業外費用は 33,839 円となっており、経常利益は、△18,303,968 円である。詳細については、次表のとおりである。赤字補填については、現在指定管理者により行われている。

なお、令和 7 年度については、利用者数が増加傾向であること、文化庁の補助事業採択等により、前年度に比べ売上総利益及び営業外収益は上昇傾向である。

令和 6 年度淡路人形浄瑠璃館 収支状況（損益計算書より抜粋）

（単位：円）

売上高	73,302,967
売上原価	7,967,275
期首棚卸額	21,964,357
仕入高	9,928,854
期末棚卸額	23,925,936
売上総利益	65,335,692

販売管理費合計	137,230,646
人件費合計	109,954,241

給与手当	73,456,366
雑給	2,414,969
賞与	17,281,616
法定福利費	13,568,243
福利厚生費	3,233,047
調整額	0
管理費合計	27,276,405
採用教育費	1,426,128
荷造運賃	1,864
広告宣伝費	3,625,914
交際費	89,657
会議費	7,903
旅費交通費	2,733,882
通信費	1,512,171
消耗品費	2,514,980
事務用品費	83,017
修繕費	1,781,002
水道光熱費	3,852,360
新聞図書費	0
諸会費	379,973
支払手数料	1,232,083
車両費	382,688
委託料	4,056,009
保険料	465,606
支払報酬料	1,971,685
清掃衛生費	402,383
減価償却費	0
地代家賃	0
賃借料	610,252

租税公課	146,600
長期前払費用償却	0
繰延資産償却（販）	0
貸倒損失（販）	0
貸倒引当金繰入額（販）	0
雑費	248
営業利益	△71,894,954

営業外収益	53,624,825
受取利息	6,199
雑収入	3,068,626
指定管理料・補助金	50,550,000

営業外費用	33,839
支払利息	0
為替差損	0
雑損失	33,839

経常利益	△18,303,968
-------------	--------------------

ウ 施設管理の状況（実地調査）

施設に赴き、実地調査を実施した。

施設建設が平成 24 年度と 14 年が経過しており、施設の一部では修繕が必要な箇所が増えつつある。特に舞台演出に欠かせない館内照明について、ヒアリングにおいても聴取したところである。

まず施設内の照明が少ないことから、トイレ前や舞台通路などに職員によって LED を使った間接照明を設置し、来場者の導線を明るく照らす工夫をしている。

また、舞台上の照明についてもハロゲン球の高騰や生産数の減少及び

光熱費節約のために、LED 電球の導入の検討をしているが、配線基板から修繕する必要があり高額である上、修繕工事の進め方によっては、一定の休館期間を設ける必要があるため、差し当たって、自前で一部の照明をLED化するなどして対応している。

外観においては、駐車場の出入口が分かりにくく、無断で敷地を通り抜けるなどして事故が発生するようなことも想定されていた。そのため、外観には、道路と敷地の境界に植栽するなどして駐車場を整備した。

また、フォトスポットを施設壁面に施すなどした結果、SNS 発信などに積極的な若者の来場者の増加にもつながっている。この外観整備は地域住民からも好評を得ており、その憩いの場ともなっているという。

なお、施設での出納管理については、総務部門担当3名により行われている。売上金については、入場料と土産物等それぞれ区分して金庫で保管し、週1回金融機関により集金されている。また売上金とは別に釣銭管理を行い、切手等も金庫で保管されている。



7 監査意見

(1) 総括

公の施設とは、地方自治法（以下「法」という。）第244条に規定のあるように、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置し、住民に利用される施設である。指定管理者制度は、公の施設を運営するに当たって、多様化する住民ニーズに対し効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、住民に対するサービスの質の向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、平成15年6月の法改正により創設さ

れた。

本市においても、この制度を活用する公の施設は令和7年4月1日現在42施設となっており、公の施設の管理運営に欠くことのできないものとなっている。

法第244条の2第3項以下には、指定管理者制度について規定しているが、制度の適正な運用については、公の施設、公有財産管理、行政処分、行政手続、契約などの多岐にわたる法令等や制度への知識が要求される。したがって、この制度に関わる全ての部署・職員にあっては、常にその研究・習得に努めていただく必要がある。

今回、所管部署及び指定管理者へのヒアリング、施設の実地調査等により監査を実施したところ、法令等の趣旨に合致した基本協定書等の取決めに従って、指定管理者及び所管部署が連携調整を行いながら、それぞれの役割を果たし、施設の適正かつ効率的な管理運営に努力されている。その事務の執行については、おおむね適正と認められたが、一部に注意を要する事項が見受けられたので、次に掲げる事項について検討・取組をされたい。

なお、今回の監査は、指定管理者制度を活用する施設のうちから抽出により実施したものであり、これ以外の施設を所管する部署においても同様のケースがある可能性は否定できない。関係部署にあっては、所管する指定管理者制度活用施設の現状を再確認するとともに、適切な対応をとられたい。

(2) 個別事項

ア 所管部署に係る事項

(ア) 注意事項

a 事業報告書の提出書類について

基本協定書第18条第1項に規定する事業報告書及び同条第3項の月次報告書について、いずれも指定管理者から提出がされていた。

一方、これを受けた市は、事業報告書にあっては、所管課内で確認し、月次報告書にあっては、所管課内で確認したのち、市の庁内会

議において毎月の入場者数等の報告をしていたが、いずれも規程による例とされた規則第 33 条に基づく文書等の処理において適切な収受がなされていなかった。

事業報告書等の内容については、基本協定書に記載のとおり、施設の管理運営及び経理の実態を把握する上で重要な書類であり、その提出及び確認に関しては法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定書第 18 条第 1 項に規定されているものでもある。

今後提出される報告書については、指定管理手続、公文書の取扱い等への理解を深め、協定書に基づく諸手続を怠らないために規程等に従い適切に処理するよう努められたい。

b 利用料金の承認手続について

基本協定書第 23 条において、利用料金の決定の規定がある。この協定については、法第 244 条の 2 第 9 項を基に定められているものであって、利用料金の額の決定の承認を必要とするものである。

本監査において確認したところ、利用料金の額の決定、変更等については、双方口頭で協議の上、市の承認を受けていた。しかし市が発出する指定管理者制度導入に関する基本方針（職員ガイドライン）においては、届出（文書）による承認申請及び承諾をもって利用料金を決定するよう記載している。

この点、監査において指摘したところ、3月にガイドラインに従い文書による手続を行った。

指定管理者制度の運用に当たっては、本総括の冒頭にも記載したように多岐にわたる知識が求められる。これは市と指定管理者間のトラブル回避のため、ひいては利用者へのよりよいサービス提供のために重要な手続である。適正な施設運営のために、手続を怠ることのないように引き続き対応されたい。

(イ) 要望事項

自主事業の実施に係る取決め及び規定について

自主事業とは、指定管理者が指定管理施設に関する管理及び運営に関する業務以外の事業であって、当該指定管理施設において実施す

る事業である。自主事業については、指定管理業務以外のことであるから、自主事業を実施する場合にあつては、指定管理者は市に届出をし、市がその状況を把握しておくことが必要である。

現行の基本協定書には、第4条第3号に用語の定義、第18条第1項第4号において自主事業に係る実施状況を事業報告書に記載すべき事項として規定されている。しかし、自主事業の実施に係る取決め等については記載がなかった。

所管部署に確認したところ、現在は自主事業についての申出はないとのことだが、基本協定書では自主事業の実施を一部想定した内容に見受けられることから、今後、自主事業が実施された場合、遅滞なく事務が行われるよう手続を検討するとともに、基本協定書内での整合性がとれるよう必要事項を規定するなど、適切な手法を検討されたい。

イ 指定管理者に係る事項

所管部署に係る要望事項に同じであるから、所管部署と協議の上、適切な手法を検討されたい。

